**重 要 事 項 説 明 書**

社会福祉法人　光彩会

特別養護老人ホーム **みちみち** 大宮

特別養護老人ホーム みちみち大宮

重要事項説明書

１　当施設が提供する老人福祉サービスについての相談窓口

　　特別養護老人ホームみちみち大宮　電話　０４８－７８８－２０５５

受付時間　月曜日から金曜日　９時００分から１７時００分まで

２　法人及び当施設の概要

（１）運営の方針

　施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

（２）事業の目的

社会福祉法人光彩会が開設する特別養護老人ホームみちみち大宮（以下、｢施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下｢サービス｣という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある入居者　に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

（３）法人の名称等

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 社会福祉法人 光彩会 |
| 理事長 | 野澤　道雄 |
| 開設年月日 | 平成１９年１０月１１日 |
| 所在地 | 埼玉県さいたま市北区植竹町２－６９－７ |
| 電話 | ０４８－７８８－２４１３ |
| ファクシミリ | ０４８－７８８－２４１４ |

（４）施設の名称等

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 特別養護老人ホーム みちみち大宮 |
| 開設年月日 | 令和　2年 4月 1日 |
| 所在地 | 埼玉県さいたま市北区植竹町2-69-7　　 |
| 指定事業者番号 | 第1176518072号 |

（５）職員の体制（常勤換算）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 人員基準 | 職員実数 | 業務内容等 |
| 施設長 | １人 | １人 | 施設業務を統括 |
| 医師 | １人以上(非常勤) | １人 | 健康維持管理、療養上の指導 |
| 介護支援専門員 | １.２人以上 | ２人 | 施設サービス計画の作成 |
| 生活相談員 | １.２人以上 | ２人 | 入居者の入居の相談、生活の相談、処遇の改善 |
| 看護職員 | ３人以上 | ４人 | 入居者の健康管理・指導、保健衛生管理の向上 |
| 介護職員 | ４０人以上 | ７０人 | 入居者の日常生活の援助、介助、保健衛生管理 |
| 管理栄養士 | １人以上 | １人 | 食事業務全般、栄養指導 |
| 機能訓練指導員 | １.２人以上 | ２人 | 身体機能の維持、減退防止の指導訓練 |
| 事務職員 | 必要数 | ２人 | 請求業務、労務、会計、施設管理、庶務 |

（６）職員の勤務体制

　①　介護職員等の主な勤務時間

　　　ア　早出勤務　　　７：００　~　１６：００

　　　イ　日勤１　　　８：３０　~　１７：３０

　　　ウ　日勤２　　　９：００　~　１８：００

　　　エ　遅出勤務　　１３：００　~　２２：００

　　　オ　夜　　勤　　２２：００　~　　７：００（翌朝）

※日中はユニットごとに常時１人以上、夜間及び深夜は２ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置します。

※上記の職員に加え、時間帯に応じて必要な数の職員を配置します。

（７）設備の概要

　入居定員：１２０人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 室数 | 備　　考 |
| ユニット | １２ | １ユニットの利用定員１０人 |
| 居室 | １２０ | 洗面所、収納庫付き |
| 共同生活室 | １２ | 各ユニットに１室（計１２室） キッチン、洗面設備、トイレ |
| 浴室 | ８ | ２Ｆ～４Ｆ個浴６か所、機械浴２Ｆ３Ｆに各1か所 |
| トイレ | ３６ | 各ユニット内3か所設置 |
| 地域交流スペース | １ | ユニットと入居者間との交流スペース |
| リハビリ室 | １ | 利用者の機能低下を予防するため |
| 調理室 | １ | １階に１室 |
| 医務室 | １ | ２階に１室 |
| 相談室 | １ | １Ｆに１室 |
| 事務室 | １ | １Ｆに1室 |
| 理美容室 | １ | １階に１室 |

３　サービスの内容

（１）施設サービス（介護サービス計画）の立案

入居者の意向を踏まえながら、個々の介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

（２）食事の提供

①　食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものを提供します。

②　食事の時間は概ね次のとおりです。

朝食：8時から　　昼食：１２時から　　夕食：１８時から

③　食事は原則として居住されるユニットの食堂（共同生活室）で召し上がっていただきます。

④　予め連絡があったときは、衛生上または管理上の可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

（３）入浴

　1週間に2回入浴または清拭を行います。ただし、入居者の健康病状によって入浴が適当でないと判断するときは行わないことがあります。

（４）排泄

　入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

（５）生活介護

①　寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

②　人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

③　清潔な寝具を提供します。（シーツ、枕カバー、包布の交換は週１回行います。）

④　口腔衛生に気を配り、毎日歯磨きを行います。

（６）機能訓練

　機能訓練指導員が、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するために、計画に基づいて定期的に訓練を行います。

（７）生活相談

　常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に心がけ、入居者又は家族からの相談に応じるとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（８）健康管理

①　嘱託医師により週１回往診日を設けて健康管理に努めます。

②　緊急かつ医療が必要なときは、協力医療機関に通院等の援助を行います。また、入院等が必要なときは協力医療機関に入院することもできます。

③　年1回健康診断を行います。

（９）レクリエーション

　室内でのレクリエーションのほか、屋外への散歩、買い物、初詣なども実施しております。ご希望により参加いただくことができます。

（１０）理美容サービス

　毎月理容師、美容師の訪問による理髪、美容を利用することができます。費用は実費を負担いただきます。

（１１）行政手続代行

　入居者が要介護認定の更新・変更申請を円滑に行えるよう入居者を援助します。

４　料金等

　後に記載のとおり

５　利用料のお支払い方法

　利用料並びに諸費用は１ヶ月ごと月末締めとし、翌月１５日頃までに請求書を郵送します。

　お支払いは原則として入居者が指定する金融機関の預金口座からの自動引き落としの方法でさせていただきます。（引き落とし日：毎月２８日。ただし同日が金融機関休業日の場合、翌営業日）

　施設窓口での現金の収受、取扱はおこなっておりません。

６　入退所の手続き

（１）入所の手続き

サービスの内容等をご理解いただいたうえで必要な書類を添えて入所お申込みをいただいた後、入所検討委員会にはかります。

（２）退所手続き

①　入居者の都合でサービス利用を中止するとき

　　　　退所を希望する日の３０日前までに文書にて申し出てください。

②　サービスの自動終了

　　　　次のとき、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了します。

イ　入居者が他の介護福祉施設へ入所したとき

ロ　入居者が亡くなったとき

ハ　介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護区分が非該当（自立）または要支援と認定されたとき

ニ　介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護区分が、要介護１、要介護２と認定され、特例入所の要件に該当しなくなったとき

③　その他のサービスの終了事由

イ　入居者並びに保証人らが正当な事由なく利用料を支払期限までに支払わずかつ事業者の催告にもかかわらず１４日以内に支払わないとき

ロ　入居者、保証人ら並びにその家族等が当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき

ハ　やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小するとき

（この場合、３０日前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了し、退所していただくときがあります）

　　　二　震災等により施設の滅失や重大な毀損によりサービス提供が不可能となったとき

　　ホ　利用料金等の変更があった場合、その内容に対する同意をいただけない場合

　　　へ　入居者が病院等に入院して、連続して3ヵ月を超えて入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。

　　④　退所時の援助

入居者が当施設を退所する場合には、入居者のご希望により施設は入居者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

　　　　　①適切な病院もしくは診療所、又は介護老人保健施設等の紹介

　　　　　②居宅介護支援事業所の紹介

　　　　　③その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

７　施設利用にあたっての留意事項

（１）面会

　面会時間は９時００分から１７時００分までの間です。

（２）外出、外泊

　外出、外泊は、食事、薬の準備等が必要となるので事前に申し出てください。

（３）喫煙、飲酒

　施設内での喫煙、飲酒はご遠慮ください。

（４）食べ物の持ち込み

面会の際、食べ物を持ち込まれるときは職員へ申し出てください。食べ物の管理は出来かねますのでお持ち込みは面会時に入居者本人が食べる分だけとし、残りはお持ち帰りください。

　（入居者はそれぞれ食形態、嚥下機能が異なります。他の入居者へ食べ物を配布することにより誤嚥事故につながりますので、他の入居者への配布は禁止します。）

（５）施設外での受診

　嘱託医師、協力医療機関の医師の指導ではなく、入居者の希望で他の医療機関を受診するときは、家族の付添いで受診をお願いします。また受診結果、処方薬等について職員へ連絡ください。

（６）持ち込み品

①　現金や貴重品の施設での管理、保管、お預かりはいたしません。

②　危険物、可燃物の持ち込みは遠慮ください。

③　持ち込みたい物があるときは職員へご相談ください。

④　ペットの持ち込みはお断りします。

（７）居室の変更

　入居後、介護サービス提供上の事由から居室の移動をお願いする場合もございます。その際には、入居者及び家族から同意を得たうえで行うこととします。

（８）施設内の禁止事項

①　喧嘩、口論、泥酔等他人へ迷惑をかけること。

②　政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のため他人の自由を侵害したり他人を攻撃したりすること。

③　指定した場所以外で火気を用いること。

④　故意または無断で施設もしくは備品に損害を与え、またこれを施設外へ持ち出すこと。

８　緊急時の対応方法

　入居者の容態に変化等があったときは、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、家族へ速やかに連絡します。緊急連絡先は身元引受人とします。

（１）第１連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | （入居者との続柄：　　　年齢：　　） |
| 住　　所 |  |
| 携帯電話 |  | 自宅電話 |  |
| 勤務先電話 | 社名：住所： |

（２）第２連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | （入居者との続柄：　　　年齢：　　） |
| 住　　所 |  |
| 携帯電話 |  | 自宅電話 |  |
| 勤務先電話 | 社名：住所： |

９　協力医療機関

（１）嘱託医　　宮内　忠雅 先生

とろ内科外科クリニック（診療科目：内科・外科・循環器内科・リハビリテーション科）

　　　さいたま市北区土呂町１－２０－２エーデルワイス１Ｆ　　電話　０４８－７８３－３１１８

（２）コークリニック（診療科目：精神科）

東京都台東区池之端４－６－６　　　　　電話　０３－５６８５－３８６１

（３）協力病院

　　①　彩の国東大宮メディカルセンター

　　　　　さいたま市北区土呂町１５２２　　　　電話　０４８－６６５－６１１１

　　②　さいたま北部医療センター

さいたま市北区宮原町１－８５１　　　電話　０４８－６６３－１６７１

　　③　西大宮病院

さいたま市大宮区三橋１－１１７３　　電話　０４８－６４４－０５１１

④　指扇病院

さいたま市西区宝来１２９５－１　　　電話　０４８－６２３－１１０１

　　⑤　dental clinic matsuzawa（訪問歯科医師　松澤　健蔵　先生）

　　　　　さいたま市西区宝来１５１５－８　　　電話　０４８－６２６－０４１８

１０　事故発生時の対応方法

　事故が発生したときには、応急処置及び緊急受診等の必要な処置を講ずるほか、家族へ速やかに連絡します。また、状況に応じて保険者等へ速やかに報告します。

１１　非常災害対策

（１）当施設では、非常災害に関する具体的な計画を立て、避難、救出、通報、消火等の各訓練を実施します。

（２）当施設では、非常災害時に備えて非常用食料、飲料水、医薬品等の備蓄を実施します。

１２　介護サービス情報の公表について

　「介護サービス情報の公表」制度の通知による第三者による評価は当施設では未実施となります。介護情報の公表についての情報は施設内にも設置しますが、埼玉県または指定情報公表センターなどのホームページでご覧頂くこともできます。

１３　サービス内容に関する相談、苦情

（１）相談担当　　生活相談員、介護支援専門員

（２）社会福祉法第82条の規定により、当施設では入居者からの苦情に適切に対応する体制を整えて

います。当施設における苦情解決責任者、苦情解決受付担当者、苦情解決第三者委員会を下記により設置し、苦情解決に努めることとします。

①　苦情解決責任者　　　　施設長

②　苦情解決受付担当者　　生活相談員、介護支援専門員

　　　　受付時間　　　　　　　月曜日から金曜日　９時００分から１７時００分まで

連絡先　　　　　　　　電話　０４８－７８８－２０５５

③　苦情解決第三者委員

　　　　・高原　恵美子（地域代表　植竹二丁目自治会）

電話　０４８－６６６－８５２３

　　　　・鈴木　暁美（民生児童委員）

電話　０８０－５０２３－６５２０

④　行政機関

　　　　・さいたま市北区役所　高齢介護課　さいたま市北区宮原町1１－８５２－１ 北区役所１階

　　　　　電話　０４８－６６９－６０６８

　　　　・埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課　さいたま市中央区大字下落合１７０４

　　　　　電話　０４８－８２４－２５６８

・さいたま市役所　介護保険課　さいたま市浦和区常磐６－４－４

　電話 ０４８－８２９－１２６５

・埼玉県社会福祉協議会　さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５

　電話　０４８－８２２－１２３４

１４　守秘義務

施設及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守します。

１５　身体拘束の禁止

原則として、入居者の行動を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（「４　料金等」関係）

施設サービスを利用するために必要な費用について

・施設サービス費及び加算については、介護保険負担割合証の割合額で算定します。

・１単位は１０．６８円となります。（地域区分：３級地 １０.６８）

（１）ユニット型指定介護老人福祉施設サービス費（1日につき）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護区分 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 単位 | 670単位/日 | 740単位/日 | 815単位/日 | 886単位/日 | 955単位/日 |
| １割負担 | 715円/日 | 790円/日 | 870円/日 | 946円/日 | 1,019円/日 |
| ２割負担 | 1,430円/日 | 1,580円/日 | 1,740円/日 | 1,892円/日 | 2,038円/日 |
| ３割負担 | 2,145円/日 | 2,370円/日 | 2,610円/日 | 2,838円/日 | 3,057円/日 |

（２）加算料金（1日につき）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 加算項目 | 単位 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 看護体制加算Ⅰロ | 4単位 | 5円 | 9円 | 13円 |
| 看護体制加算Ⅱロ | 8単位 | 9円 | 17円 | 26円 |
| 個別機能訓練加算Ⅰ | 12単位 | 13円 | 26円 | 39円 |
| 個別機能訓練加算Ⅱ(１ヵ月につき) | 20単位 | 22円 | 43円 | 64円 |
| 夜勤職員配置加算Ⅱロ | 18単位 | 20円 | 39円 | 58円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 | 7円 | 13円 | 20円 |
| 外泊時費用(月６日限度) | 246単位 | 263円 | 526円 | 789円 |
| 初期加算（入所後３０日間） | 30単位 | 32円 | 64円 | 96円 |
| 口腔衛生管理加算Ⅱ(１ヵ月につき) | 110単位単位単位 | 118円 | 235円 | 353円 |
| 経口維持加算Ⅰ(１ヵ月につき) | 400単位( | 428円 | 855円 | 1,282円 |
| 排せつ支援加算Ⅰ(１ヵ月につき) | 10単位 | 11円 | 22円 | 32円 |
| 看取り介護加算Ⅰ |  |
| ・退所日以前３１日以上４５日以下 | 72単位 | 77円 | 154円 | 231円 |
| ・退所日以前4日以上３０日以下 | 144単位 | 154円 | 308円 | 462円 |
| ・退所日に前日及び前々日 | 680単位 | 727円 | 1,453円 | 2,179円 |
| ・退所当日 | 1,280単位 | 1,367円 | 2,734円 | 4,101円 |
| 療養食加算(１日につき3回まで) | 6単位 | 7円 | 13円 | 20円 |
| 精神科療養指導加算 | ５単位 | 6円 | 11円 | 16円 |
| 科学的介護推進体制加算(１ヵ月につき) | 50単位 | 54円 | 107円 | 161円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 月総単位数の14％ |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 月総単位数の13.6% |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅲ | 月総単位数の11.3% |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅳ | 月総単位数の9.0% |

※介護職員等処遇改善加算は令和6年6月1日より施行

※処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの算定条件を満たしている何れかのもの

* 各種加算について算定基準を満たし、サービスを提供したときのみ加算します。
* 特別な食事の提供を受けたときは、そのサービスにかかる費用の実費を負担いただくことがあります。
* 入院外泊等で、外泊時費用を算定するときは、その算定期間において外泊時費用に加え居住費が発生します。

（３）食費・居住費（ユニット個室、１日あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第4段階 | 居住費 | ２，７００円 |
| 食費 | １，８００円 |
| 第3段階② | 居住費 | １，３7０円 | ※外泊・入院時の居住費について外泊時費用算定期間（月６日）を超えた外泊又は入院期間の居住費は減額の適用ができないため、帰所又は退院した前日まで１日につき２，５００円をご負担いただきます。なお、空床期間に、入居者及びご家族の同意の上で他の利用者が空床を利用する場合は自己負担が発生いたしません。 |
| 食費 | １，３６０円 |
| 第3段階① | 居住費 | １，３7０円 |
| 食費 | ６５０円 |
| 第2段階 | 居住費 | ８8０円 |
| 食費 | ３９０円 |
| 第1段階 | 居住費 | ８8０円 |
| 食費 | ３００円 |

（４）その他費用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額・単位 | 内容 |
| 特別な食事代 | 実費 | 入居者の選択による外食、注文食、行事食など上記に定める通常の食事の提供に要する費用を超える食費及び個人的な嗜好品 |
| 理美容代 | 実費 | 入居者・家族の希望による理髪・毛染め等 |
| 複写物の交付 | １頁　１０円 |  |
| 電気器具使用料 | １日　５０円 | 居室で個人が使用する電化製品の電気代（１品目あたり） |
| 日用品費 | １日２3０円～ | 入居者が日常生活を送るうえで必要とされる物品にかかる費用（入居者の選択による） |
| その他の費用 | 実費 | ア　医療機関に受診・入院した場合の治療代及び薬代イ　個人の希望する日用品の購入代金ウ　個人にご負担いただくことが適当と思われるもの |

特別養護老人ホームみちみち大宮の利用にあたり、入居者に対して本書面に基づいて

重要事項を説明しました。

住　　所　　 埼玉県さいたま市北区植竹町２－６９－７

事業者名　 　社会福祉法人光彩会

代表者　 　理事長　　野 　澤　 道　　雄　　　　　　 ㊞

施設名　 　特別養護老人ホーム みちみち大宮

所在地　　 埼玉県さいたま市北区植竹町２－６９－７

　　　　説明者　　 職　名

　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

　　私は、本書面に基づいて事業者から特別養護老人ホームみちみち大宮の重要事項に基づ

いて説明を受け、これに同意します。

　　　　　年　　　月　　　日

＜入居者＞

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

＜保証人１＞

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（入居者との続柄：　　　　　　）

＜保証人２＞

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（入居者との続柄：　　　　　　）